

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2024年10月4日

【発行者名】 auアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 慎一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目 2 番 1 号

【事務連絡者氏名】 森山 隆

【電話番号】 03-5657-7188

【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 auAM Quantitative-ControlレバレッジNASDAQ100

【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券の
金額】 （ 1 ）当初申込期間
100億円を上限とします。
（ 2 ）継続申込期間
10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月1日付をもって提出した有価証券届出書（2024年5月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」という。）の記載事項につきまして、申込締切時間の変更に伴い、これを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

< 訂正前 > および < 訂正後 > に記載している下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（１２）【その他】

<訂正前>

（略）

委託会社の各営業日の午後３時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、当初申込期間の申込みにおいては、当初申込期間の終日の販売会社所定の時間までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当初申込期間の受付分として取扱います。

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社の各営業日の午後３時(2024年11月5日以降は、午後３時30分)までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。なお、当初申込期間の申込みにおいては、当初申込期間の終日の販売会社所定の時間までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当初申込期間の受付分として取扱います。

（略）

第二部【ファンド情報】

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

取得時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後３時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、当初申込期間の申込みにおいては、当初申込期間の終日の販売会社所定の時間までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当初申込期間の受付分として取扱います。

（略）

<訂正後>

（略）

取得時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後３時(2024年11月5日以降は、午後３時30分)までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。なお、当初申込期間の申込みにおいては、当初申込期間の終日の販売会社所定の時間までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当初申込期間の受付分として取扱います。

（略）

２【換金（解約）手続等】

<訂正前>

委託会社の各営業日の午後３時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

（略）

<訂正後>

委託会社の各営業日の午後３時(2024年11月5日以降は、午後３時30分)までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

（略）